

豊橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

豊 橋 市

令和 8年 4月

1. 目的

豊橋市建築物耐震改修促進計画に定めた住宅の耐震改修の目的達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

豊橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでは、毎年度、住宅の耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置づけ

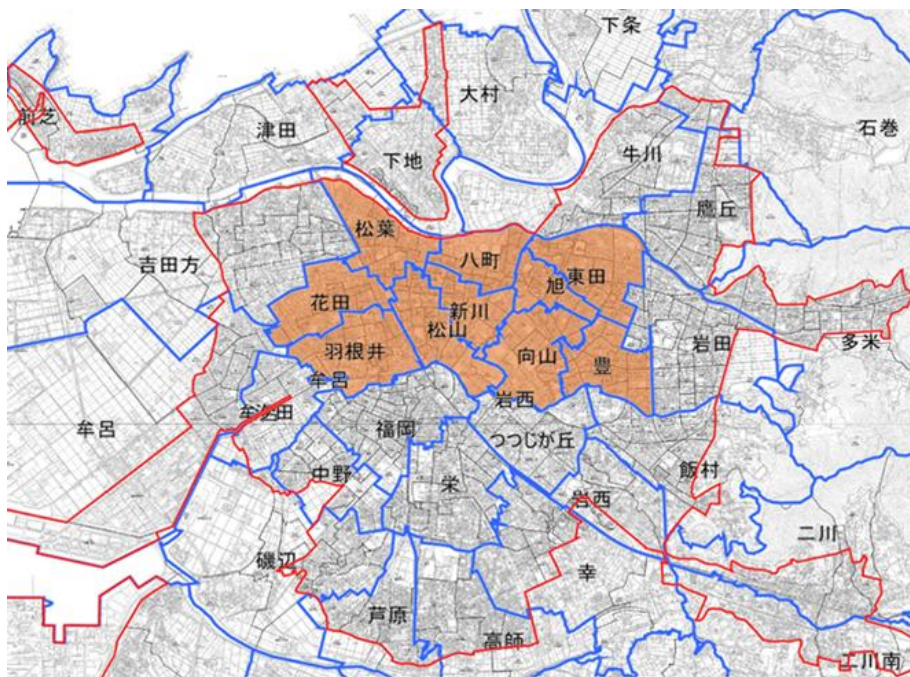
豊橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、豊橋市建築物耐震改修促進計画第5章5-1の「3. 重点的な耐震化の促進」に基づき策定する。

3. 対象地域及び住宅の耐震化を緊急的に促進すべき区域

豊橋市全域とする。特に、大規模地震発生時に住宅倒壊の危険性が高い地域として、平成29年度に「住宅の耐震化を緊急的に促進すべき区域（以下「緊急耐震重点区域」という。）」として指定した次の10小学校区に対して、引き続き耐震化の取組みを重点的に推進する。

緊急耐震重点区域※

旭校区・東田校区・向山校区・八町校区・松葉校区・新川校区・花田校区・松山校区・豊校区・羽根井校区



※ 豊橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（平成29年4月）において、人口密度3,000人/k㎡以上で、昭和56年以前の旧耐震建築物が多く存在する10小学校区を、緊急耐震重点区域に指定した。

4. 取組期間

令和 8 年 4 月 から 令和 13 年 3 月 までの 5 年間

5. 取組方針

主に昭和56年5月31日以前に着工された住宅の所有者に対し、住宅の耐震化を促進するための普及啓発等に関する次の取組みを行う。

- ① 戸別訪問等の方法により住宅所有者等に対して直接的に耐震化を促す取組
- ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
- ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

6. 取組内容

(1) 5年間での取組指標

取組指標	目標
木造住宅の耐震改修費補助件数及び解体工事費補助件数	令和8年度から令和12年度までの実績数 500棟（5年間累計）
木造住宅の耐震シェルター整備費補助件数	令和8年度から令和12年度までの実績数 20棟（5年間累計）

(2) 令和8年度取組内容

○ 財政的支援

1. 木造住宅無料耐震診断事業		
木造住宅の無料耐震診断を実施する。	昭和 56 年 5 月 31 日以前着工	目標 126 棟
	昭和 56 年 6 月 1 日 ～平成 12 年 5 月 31 日着工	目標 20 棟
2. 木造住宅耐震改修設計費補助事業		
精密診断法による耐震改修設計費に対して補助を実施する。		目標 35 棟
3. 木造住宅耐震改修工事費補助事業		
木造住宅の耐震改修工事費に対して補助を実施する。		目標 35 棟
4. 木造住宅段階的耐震改修費補助事業		
耐震改修工事を二段階に分けて行う段階的耐震改修工事費に対して補助を実施する。		目標 5 棟
5. 木造住宅解体工事費補助事業		
木造住宅の解体工事費に対して補助を実施する。		目標 70 棟
6. 木造住宅耐震シェルター整備事業		
木造住宅の耐震シェルター整備費に対して補助を実施する。		目標 5 棟

○ 普及・啓発等

1. 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
<ul style="list-style-type: none">耐震診断未実施者に対し、無料耐震診断の実施を促すダイレクトメールを送付する。 (約4,000通)ダイレクトメールの返送者に対して、診断やその後の改修補助について詳しい説明をするために、戸別訪問等を実施する。
2. 耐震診断実施者に対する耐震化促進
<ul style="list-style-type: none">住宅耐震相談会の開催と支援<ul style="list-style-type: none">① 地域の市民館等での相談会の実施(年4回)② NPOが開催する相談会への支援(年2回) <p>緊急重点区域を中心として耐震診断済み住宅の所有者に対し、ダイレクトメール(①約3,000通 ②約1,500通)により住宅耐震相談会への参加の案内を送付する。また、本年度開催予定の相談会の案内をホームページに掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none">過去診断受診者からの電話や窓口での問い合わせの際に、開催予定の住宅耐震相談会の案内、耐震推進事業者、安価な耐震化工法、精密診断法による耐震改修設計の周知などの情報の提供をする。
3. 改修事業者の技術力向上等
<ul style="list-style-type: none">耐震事業に参画する耐震診断員を対象とした住宅耐震化の促進等に係る支援制度等の説明会を開催する。耐震改修推進講習会を受けたことで登録される耐震改修事業者リストを公表する。
4. 一般への周知普及
<ul style="list-style-type: none">パンフレットの窓口配布や、市広報誌及び市ホームページ等を通じて耐震化の重要性、必要性、補助事業内容の周知を行う。